

生駒市条例第 18 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 10 日

生駒市長 小 紫 雅 史

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年 10 月生駒市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。